

令和6年度

福岡調理師専門学校学則

福岡調理師専門学校学則

第1章 組織

第1条 本校は教育基本法及び学校教育法の規定に従って調理師全般に関する専門的知識、技能を授けると共に、併せて生徒の知性並びに教養を高め、その応用能力を展開させることを目的とする。

第2条 本校は、福岡調理師専門学校という。

第3条 本校は福岡市中央区天神3丁目6番35号に置く。

第2章 課程及学科、修業年限、定員並びに休業日

第4条

課程名	昼 夜	学科名	修業 年限	入学定員		総定員		
				4月生	10月生	4月生	10月生	計
衛生 専門課程	昼	調理師 高度技術科	2	60	……	120	……	120
衛生 高等課程	昼	調理師本科	1	40	……	40	……	40
衛生 一般課程	夜	調理師本科	1.5	40	40	40	40	40
合 計	昼	調理師高度 技術科及び 調理師本科	…	100	……	160	……	160
	夜	調理師本科	…	40	40	40	40	40

注) ① 夜間部は、1年6ヵ月毎の入学・卒業

② 修業年限・単位…年、 定員・単位…名

5 条 本校の学年は次のとおりとする。

(1) 昼間部

4 月 1 日に始まり、翌年 3 月 31 日に至る期間。

(2) 夜間部

(イ) 4 月生募集の場合

4 月 1 日に始まり、翌年 9 月 30 日に至る期間。

(ロ) 10 月生徒募集の場合

10 月 1 日に始まり、翌々年 3 月 31 日に至る期間。

2. 専門課程、一般課程の学期は次のとおりとする。

(1) 昼間部

前学期は 4 月 1 日から 9 月 30 日まで。

後学期は 10 月 1 日から翌年 3 月 31 日まで。

(2) 夜間部

(イ) 夜間部 4 月生

前学期は 4 月 1 日から 12 月 31 日まで。

後学期は翌年 1 月 1 日から 9 月 30 日まで。

(ロ) 夜間部 10 月生

前学期は 10 月 1 日から翌年 6 月 30 日まで。

後学期は翌年 7 月 1 日から翌々年 3 月 31 日まで。

第 6 条 本校の休業日は次のとおりとする。

(1) 土曜日、日曜日

(2) 国民の祝日に関する法律で規定する日

(3) 夏期休業、8 月 1 日より 8 月 31 日まで。

(4) 冬季休業、12 月 25 日より翌年 1 月 5 日まで。

(5) 春季休業、3 月 20 日より 4 月 5 日まで。

第 3 章 教育課程、授業時間数及び教員組織

第 7 条 本校の教育課程及び授業時間数は別表 1 のとおりとする。

第 8 条 本校の始業及び終業の時刻は次のとおりとする。

- (1) 専門課程、一般課程は午前 9 時から午後 4 時 40 分まで（昼間）及び午後 6 時から同 9 時 30 分まで（夜間）とする。

第 9 条 本校に次の教職員を置く。

- (1) 校長 1 名
- (2) 教員 7 名以上
- (3) 助手 3 名以上
- (4) 事務職員 3 名以上

2. 校長は校務をつかさどり、所属職員を監督する。

第 4 章 入学、休学、除籍、退学、卒業及び賞罰

第 10 条 本校の入学資格は次のとおりとする。

- (1) 専門課程は学校教育法第 82 条の 3 の第 3 項に該当する者とする。
- (2) 一般課程は学校教育法第 47 条に該当するものとする。

第 11 条 本校の入学期は次のとおりとする。

- (1) 昼間部は第 5 条第 1 項に定める毎学年の始めとする。
尚、夜間入学の時期については 4 月及び 10 月とするが、毎学年卒業後新学年を入学させる。

第 12 条 本校の入学手続きは次のとおりとする。

- (1) 本校に入学しようとする者は、本校の定める入学願書に、必要事項を記載し、第 19 条に定める入学申込み金を添えて、指定期日迄に出願しなければならない。
- (2) 前項の手続きを終了した者に対して、面接試験等を行い、入学者を決定する。
- (3) 本校に入学を許可された者は、入学許可の日から 7 日以内に、第 19 条に定める入学金、教材費を添えて入学手続きをとらなければならない。

第 13 条 生徒が疾病、その他止むを得ない理由により、30 日以上休学する場合は、医師の診断書及びその理由を記し、校長の許可を受けなければならない。

2. 前項の者が復学しようとする場合は、届け出て、復学することが出来る。

第 14 条 退学しようとする者は、その理由を記し、校長の許可を受けなければならない。

第 15 条 校長は次の各号の 1 に該当する者を除籍することができる。

- (1) 同一学年に 2 年間在学し、なお進級並びに卒業できない者
- (2) 所定の時期までに授業料、その他納付金を納めない者

第16条 授業科目修了の認定は、筆記又は口述による試験の成績、その他レポート審査など適当な方法による。ただし、実習、実技に係る授業科目については、その技能の成績によって修了を認定する。

尚、各授業科目の出席時間数が所定の時間数の3分の2に満たない者については、授業科目修了を認定することができない。

2. 試験の成績は、優、良、可、不可で表し、優、良、可を合格とする。

第17条 本校所定の課程を修了したと認められる者には、卒業証書を授与する。この課程修了者は申請により厚生労働省認可の調理師免許が付与される。

2. 下記の課程・学科を終了した者には専門士の称号を授与する。

課程名	学科名	告示
衛生専門課程 (修業年限2年)	調理師高度技術科	平成10年12月21日新規告示 平成21年2月27日変更告示

第18条 成績優秀にして、他の模範となる者は、褒賞することがある。

第19条 次の各号の一つ以上に該当する者には、退学を命ずることがある。

- (1) 素行不良で改善の見込みがないと認められる者。
- (2) 学力劣等で卒業の見込みがないと認められる者。
- (3) 正当な理由がなくて出席が常でない者。
- (4) 学校の秩序を乱したり、犯罪行為を行う等、生徒としてふさわしくない行いをした者。

第5条 入学金、授業料、その他

第20条 専門課程、一般課程の入学金、授業料等（授業料、実習費、施設設備費、学生諸費）は別表第2のとおりとする。

2. 入学期の前月末日までに入学辞退の届出をした者には、授業料等は返還する。ただし、入学金はいかなる場合も返還しない。

第21条 健康診断は毎年、1回、別に定めるところにより実施する。

付 則

1. この学則の施行に関し、必要な事項は別に定める。

昭和 32 年	12 月 27 日	初施行	
昭和 34 年	4 月 1 日	改定	
昭和 35 年	4 月 1 日	改定	
昭和 37 年	4 月 1 日	改定	
昭和 42 年	4 月 1 日	改定	
昭和 44 年	4 月 1 日	改定	
昭和 51 年	4 月 1 日	改定	
昭和 52 年	4 月 1 日	改定	
昭和 53 年	4 月 1 日	改定	
昭和 54 年	4 月 1 日	改定	
昭和 55 年	4 月 1 日	改定	
昭和 56 年	4 月 1 日	改定	
昭和 57 年	4 月 1 日	改定	
昭和 58 年	4 月 1 日	改定	
昭和 59 年	4 月 1 日	改定	
昭和 60 年	4 月 1 日	改定	
昭和 61 年	4 月 1 日	改定	
昭和 62 年	4 月 1 日	改定	
昭和 63 年	4 月 1 日	改定	
平成元年	4 月 1 日	改定	
平成 2 年	4 月 1 日	改定	
平成 4 年	4 月 1 日	改定	
平成 5 年	4 月 1 日	改定	
平成 6 年	4 月 1 日	改定	
平成 7 年	4 月 1 日	改定	
平成 8 年	4 月 1 日	改定	
平成 9 年	4 月 1 日	改定	
平成 11 年	3 月 10 日	改定	
平成 18 年	4 月 1 日	改定	授業科目及び時間数
平成 19 年	4 月 1 日	改定	定員及び授業科目
平成 20 年	4 月 1 日	改定	教職員、修了認定及び授業料等
平成 20 年	4 月 1 日	改定	学科名、授業科目及び授業料返還
平成 21 年	2 月 27 日	改定	専門士
平成 21 年	4 月 1 日	改定	授業科目及び授業時間数
平成 25 年	4 月 1 日	改定	定員
平成 26 年	4 月 1 日	改定	課程名
平成 27 年	4 月 1 日	改定	授業料等
平成 27 年	4 月 1 日	改定	授業科目及び授業時間数
平成 28 年	4 月 1 日	改定	授業料等
令和 2 年	4 月 1 日	改定	授業料等
令和 6 年	4 月 1 日	改定	授業料等
令和 6 年	4 月 1 日	改定	定員

別表第 1-1 本校の教科課程、授業時間数（第 7 条関係）
衛生高等課程（昼間部）

昼夜別	授業科目	規定授業時間数	授業時間数	合計
昼 間 部	食生活と健康（公衆衛生学）	90	90	
	食品と栄養の特性 （食品学） （栄養学）	150	90 60	
	食品の安全と衛生 （衛生法規） （食品衛生学、実習を含む）	150	30 120	
	調理理論と食文化概論 （調理理論） （食文化概論）	180	120 60	
	調理実習	300	300	
	総合調理実習 （サービス論、飲食店経営論 を含む）	90	120	
	外国語（英語、フランス語）		60	
		合計		

別表第1-2 本校の教科課程、授業時間数（第7条関係）
衛生専門課程（昼間部）

昼 夜 別	授 業 科 目	規 定 授 業 時 間 数	授 業 時 間 数	合 計
昼 間 部	食生活と健康（公衆衛生学）	90	90	
	食品と栄養の特性 （食品学） （栄養学）	150	90 60	
	食品の安全と衛生 （衛生法規） （食品衛生学、実習を含む）	150	30 120	
	調理理論と食文化概論 （調理理論） （食文化概論）	180	120 60	
	調理実習（校外実習を含む）	300	690	
	総合調理実習	90	180	
	小計		1,440	
	外国語（英語、フランス語）		60	
	飲食店経営論、サービス論、 マーケティング論		180	
	ビバレッジ論、料理概論 製菓デザート学		210	
	小計		450	
	合計			1,890

別表第1-3 本校の教科課程、授業時間数（第7条関係）
衛生一般課程（夜間部）

昼 夜 別	授 業 科 目	規 定 授 業 時 間 数	授 業 時 間 数	合 計
夜 間 部	食生活と健康（公衆衛生学）	90	90	
	食品と栄養の特性 （食品学） （栄養学）	150	90 60	
	食品の安全と衛生 （衛生法規） （食品衛生学、実習を含む）	150	30 120	
	調理理論と食文化概論 （調理理論） （食文化概論）	180	120 60	
	調理実習	300	300	
	総合調理実習 （サービス論、飲食店経営論 を含む）	90	90	
	合計			960

別表第2 衛生課程の入学金、授業料等（第20条関係）

衛生専門課程、衛生高等課程、衛生一般課程

受験料 20,000円〔衛生専門課程、衛生高等課程（昼間部）〕

10,000円〔衛生一般課程（夜間部）〕

入学金 150,000円〔衛生専門課程、衛生高等課程（昼間部）〕

80,000円〔衛生一般課程（夜間部）〕

（単位 円）

課程別	衛生専門課程		衛生高等課程	衛生一般課程
	昼間部		昼間部	夜間部
学年次	1年次	2年次	—	—
授業料	600,000	620,000	600,000	500,000
実習費	300,000	340,000	340,000	230,000
施設設備費	120,000	120,000	140,000	90,000
学生諸費	100,000	100,000	100,000	50,000
合計	1,120,000	1,180,000	1,180,000	870,000